3 いじめの重大事態の 調査に関するガイドライン



いじめの「重大事態」の関係条文(公立学校の場合)

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 <u>学校の設置者又はその設置する学校は</u>、次に掲げる場合には、その事態(以下 <u>「重大事態」</u>という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資す るため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票 の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための<u>調査を行うものとする</u>。
 - <u>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた</u> <u>疑いがあると認めるとき</u>。
 - <u>ニ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく</u> <u>されている疑いがあると認めるとき</u>。

2~3 (略)

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 <u>地方公共団体が設置する学校は</u>、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の<u>教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に</u> 報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた<u>地方公共団体の長は</u>、当該報告に係る重大事態への対処 又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため<u>必要があると認めるときは</u>、附属機 関を設けて調査を行う等の方法により、<u>第28条第1項の規定による調査の結果につい</u> て調査を行うことができる。

3~5 (略)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン ~設置者及び学校の基本的姿勢 ①~

|第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢|

(基本的姿勢)

- 〇 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者(以下<u>「被害児童生</u> <u>徒・保護者」</u>という。)<u>のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知り</u> たいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、<u>自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全</u> てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査 の結果について適切に説明を行うこと。
- <u>重大事態の調査は</u>、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、<u>いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事</u> <u>案の再発防止が目的であることを認識すること</u>。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、**詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないという** ことを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断 をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩 きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題が あったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。 43

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン ~設置者及び学校の基本的姿勢 ②~

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 〇 以上のことを踏まえた上で、<u>学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して</u> <u>自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること</u>。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

○ 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

いじめの「重大事態」における学校の対応

- ■学校から設置者(教育委員会等)へ重大事態の発生報告
 - ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告(いずれも法に基づく<u>義務</u>)

【重大事態とは?】

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた<u>疑い</u>があるとき(通 称: 生命心身財産重大事態、1号重大事態)
 - ※ 例:児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- ② いじめにより<u>相当の期間</u>学校を欠席することを余儀なくされている<u>疑い</u>が あるとき(通称: 不登校重大事態、2号重大事態)
 - ※「相当の期間」とは**年間30日**を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という<u>申立てが</u> あったときは、<u>重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる</u>。
- <u>設置者においては</u>、重大事態が発生した場合、<u>すぐに学校から教育委員会に</u> 報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断 (基本方針より)

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

- ■設置者が調査主体の場合:調査組織の設置、調査の実施
 - 設置者が調査主体となる場合、 外部の第三者を構成員とした組織 により、速やかに調査に着手でき るよう、<u>平時からの設置</u>を。
- ■学校が調査主体の場合:必要な指導及び支援
 - 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。
- ※調査組織:公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができる よう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福 祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、<u>当該いじめの</u> 事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三 者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう 努めるものとする。
- ■調査結果を設置者(教育委員会等)を通じて地方公共団体の長等に報告(法に基づく義務)
- ■公立学校の場合:教育委員会会議に報告
- ○事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
 - ⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における 十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に 応じて検討すること。

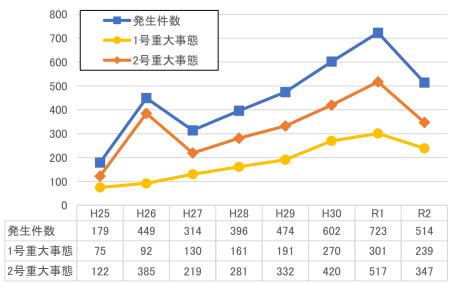
いじめの「重大事態」の発生件数

いじめの重大事態

重大事態の発生件数は、514件(前年度723件)。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは239件(前年度301件)、同項第2号に規定するものは347件(前年度517件)である。

文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

〇いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	合計
重大事態 発生校数(校)		189	222	76	4	491
1	、事態 ∈件数(件)	196	230	84	4	514
	うち, 第1号	76	109	51	3	239
	うち, 第2号	143	155	47	2	347

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、<u>重大事態に対処するために調査を行う</u>ものとすると規定されて おり、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

重大ないじめへの措置について

- ▶重大ないじめ事案が生じた際、学校は、いじめを行った児童生徒に対し、いじめを直ちにやめさせる等の指導を行う。また、いじめを受けている児童生徒に対しては、いじめ行為から避難させる等の支援を直ちに行う。
- ▶教育委員会等は、いじめの再発防止等のため、児童生徒に対する心理的なケアや行動変容に向けた指導を行うとともに、 落ち着いた学校生活の復帰の支援、学習支援等を行う(さらに、並行して重大事態調査を進める。)。

<重大事態の例>

1号事案

連

携

- ・児童生徒が自殺を企図
- ・暴行を受けて骨折する
- ・心的外傷後ストレス障害と診断
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像を インターネット上で拡散される
- ・複数の生徒から金銭を強要され渡す
- ·スマートフォンを破壊される など

2号事案

- ・30日以上の欠席が続いている
- ・長期間の欠席後、転学する など

※重大事態は、児童生徒本人や保護者から「いじめにより重大 な被害が生じた」という申立てがあった場合など、「疑い」 が生じた段階のものも含まれている。

児童生徒への指導・支援

警察

・暴行、恐喝などの犯罪行為 への対応

※いじめ防止対策推進法では、児童生徒の 生命、心身又は財産に重大な被害が生じ るおそれがあるときは直ちに警察署に通 報等しなければならないとされている。

児童相談所

・家庭要因の確認など、 福祉面での対応・支援

司法機関

・弁護士による法律相談

医療・保健機関

- ・発達障害等の診断・支援
- ・怪我の治療、心理的ケア

学校教職員

- ・児童生徒の別室指導
- ・児童生徒の見守り、学習支援・登校支援
- ・犯罪行為の通報など、市民社会のルールに基づく対応

教育委員会

- ・専門家からなる学校支援チームを派遣し、学校をサポート
- ・警察や地方公共団体との連携の推進
- ・加害児童生徒に対する出席停止措置

スクールカウンセラー

・児童生徒への心理的要因のアセスメント、心理的ケア (被害児童生徒の自尊感情の回復、加害児童生徒の行動変容の促し等)

スクールソーシャルワーカー

- ・家庭環境、生徒間及び保護者間の関係性のアセスメント
- ・家庭環境改善のための関係機関との連携の推進
- ・児童相談所・医療機関・警察等へつなぐ

協

働

・市民社会のルールに基づく指導・協力

・家庭での見守り

地域

保護者

・自治体の機能やネット ワークを活用した支援 (児童委員・民生委員など)

大

事

態

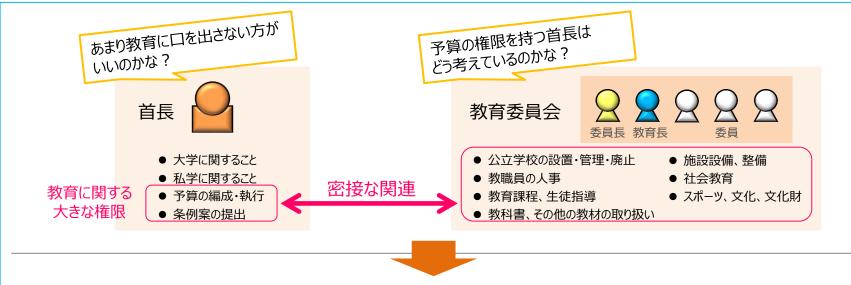
調

査

48

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成27年4月1日施行)



総合教育会議



- ◆ 首長が招集。会議は原則公開。
- ◆ 構成員は首長と教育委員会(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- ♦ 協議、調整事項は以下のとおり
 - 1 教育行政の大綱の策定
 - 2 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - 3 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長 が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の 方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

重大事態の発生報告など いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ①

	措置内容	措置の位置付け	規定内容
重大事態の発生報告	学校から教委 への報告	確実に講じなけれ ばならない	地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、 <u>当該地方公共団体の教育委員会を通じて</u> 、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第30条第1項)
		適切な対応をとる ことが望ましい	学校は、重大事態が発生した場合には、 <u>直ちに</u> 学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。(基本方針)
	教委から教育 委員会会議へ の報告	適切な対応をとる ことが望ましい	公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は 教育委員会会議を招集する。(不登校調査指針) ※ いわゆる生命心身財産重大事態についても、同様の対応をとる ことが望ましい。
	教委から地方	確実に講じなけれ ばならない	地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第30条第1項)
	公共団体の長への報告	適切な対応をとる ことが望ましい	学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。(重大事態調査ガイドライン)

※法律等の略称について

- 〇法・・・いじめ防止対策推進法 〇基本方針・・・いじめの防止等のための基本的な方針
- ○重大事態調査ガイドライン・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ○不登校調査指針・・・不登校重大事態に係る調査の指針
- 〇自殺の背景調査の指針・・・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)

重大事態の発生報告など いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ②

措置内容 措		措置の位置付け	規定内容	
調査報告書の作成		適切な対応をとる ことが望ましい	 報告書のとりまとめ(自殺の背景調査の指針) 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面としてとりまとめる。(不登校調査指針) 	
重大事態の調査結果の報告	教委から教育 委員会会議へ の報告	適切な対応をとる ことが望ましい	重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること(法第29条から第32条まで)。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。(重大事態調査ガイドライン)	
	教委から地方 公共団体の長 への報告	確実に講じなけれ ばならない	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(法第30条第2項)	
	教委又は学校 からいじめを受 けた児童等及 びその保護者 への情報提供	確実に講じなけれ ばならない	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る <u>いじめを受けた児童等及びその保護</u> 者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な 情報を適切に提供するものとする。(法第28条第2項)	

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】①

【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱について、以下の事項を徹底



- ・<u>重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのでは</u>なく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・<u>被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった</u> ときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- ○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す



- ①児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ②心身に重大な被害を負った場合
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ※上記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し 重大事態と捉える場合があることに留意する。

等

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】②

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

〇調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意 向を踏まえた調査が行われることを担保



【説明事項】

- ①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成、人選)、③調査時期・期間 (スケジュール、定期報告)、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果 の提供
- ※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく(個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど)。

【調査結果の説明・公表/個人情報の保護】

○調査結果の報告に際しての注意点を明記



- ・公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、<u>総合教育会議</u> <u>において議題として取り扱うことも検討</u>すること。
- ・被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る<u>所見をまとめた文書</u>を、地方公共団体 の長に対する報告に添えることができること。
- ・調査結果を公表する場合、<u>公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と</u> <u>確認</u>すること。
- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、<u>加害</u> <u>児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う</u>こと。 ₅₃

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】③

【調査結果の説明・公表/個人情報の保護】

◎第三者調査委員会等が取得した情報の取扱について明記



- ▲ ・調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、 各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして適切に判断すること。
 - ・学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らし て不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

【調査結果を踏まえた対応】

|○加害児童生徒に対する指導について明記



調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を ▼ 行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児 童牛徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

○調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記



- ・学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、 早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者又は学校の対応について検証し、再発 防止策の検討を行うこと。
- ・学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に 照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った 上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ④

【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、 調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す



【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要 な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①~④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、 既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査 を行うことも考えられる。

いじめ防止対策協議会(令和3年度)

いじめ防止対策協議会 …「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、 いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題等に関して、

関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和2年度はコロナ禍の影響により開催せず。

背景

いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- → 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
- → 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、**調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった**。
- ⇒ 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
- → 関係する**児童生徒や保護者に対し**、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の**説明が不足**している。
 - ⇒ 学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題が指摘。

目的

- ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容(報告事項)等について改善を図り、学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に 係る困り感の解消を目指す。

主な協議事項

- 重大事態調査における初期対応
- " 委員の人選・人材の確保
- 被害児童生徒及び保護者等への対応
 - ※実態把握のため、**アンケート調査や関係者へのヒアリング**を実施。

(主なアンケート項目:重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・予算)、 調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援等)

開催状況

- 第**1**回 (R3.11.22)
 - ・いじめの現状について
 - ・協議事項、アンケート案 ほか
- 第2回 (R3.12.17)
 - ・関係者へのヒアリング 村山委員 (日本弁護士連合会推薦)
- 第3回 (R4.1.31)
 - ・関係者へのヒアリング 森田志保氏 (NPO団体代表)
- 第4回 (R4.2.21)
 - ・アンケート調査結果の公表
- 第5回(R4.3.9)
 - ・令和3年度の議論のまとめ(案)